

イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成21年4月1日現在）

本県では、行政職給料表、公安職給料表、中学校・小学校教育職員給料表、高等学校等教育職員給料表、技能労務職員の給料表など10種類の給料表を定めています。

平成21年4月1日現在における職員数（企業会計関係職員2,070人及び再任用短時間勤務職員31人を含まない。以下イ及びウにおいて同じ。）は、19,812人です。

このうち、代表的な職種である一般行政職（行政職給料表適用者のうち、税務事務に従事する職員、船員及び愛媛県立歯科技術専門学校において教育業務に従事する職員（以下「税務職員等」という。）を除いた職員をいう。以下イ及びウにおいて同じ。）4,153人（21.0パーセント）、技能労務職 467人（2.4パーセント）、高等学校（特殊・専修・各種）教育職 3,462人（17.5パーセント）、中学校・小学校教育職 8,342人（42.1パーセント）及び公安職 2,382人（12.0パーセント）の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、以下のとおりです。

a 一般行政職（行政職給料表適用者（税務職員等を除く。））

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	44.7歳	352,352円	447,058円

b 技能労務職（技能労務職に係る給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	47.0歳	330,543円	376,283円
うち 用務員	47.4歳	328,497円	374,202円
うち 自動車運転手	46.4歳	331,818円	378,126円
うち 学校給食員	47.9歳	325,235円	356,296円

c 高等（特殊・専修・各種）学校教育職（高等学校等教育職員給料表適用者ほか）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	42.2歳	365,965円	421,572円

d 中学校・小学校（幼稚園）教育職（中学校・小学校教育職員給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	43.8歳	373,002円	416,053円

e 公安職（公安職給料表適用者）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
愛 媛 県	40.1歳	329,606円	438,864円

注1 平均給料月額とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、給料の調整額及び教職調整額の合算額の平均であり、学歴、経験年数、職位等の要素は、考慮に入れていません。

2 平均給与月額とは、職員の給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均です。

(イ) 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

平成21年4月1日現在における代表的な職種の職員の初任給（給与減額措置前）を国のそれと比較した状況は、以下のとおりです。

区 分		愛 媛 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	172,940円	I種 181,200円
			II種 172,200円
	高校卒	140,702円	III種 140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	136,183円	-
	中学卒	122,122円	-
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	201,374円	-
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	201,374円	-
公 安 職	大学卒	193,126円	203,100円
	高校卒	162,194円	161,500円

(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成21年4月1日現在）

平成21年4月1日現在における代表的な職種の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、以下のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	257,189円	310,130円	359,105円
	高校卒	210,981円	261,079円	318,892円
技 能 労 務 職	高校卒	-	245,802円	285,029円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	303,424円	356,368円	389,840円
中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職	大学卒	293,474円	344,292円	381,469円
公 安 職	大学卒	278,989円	344,847円	384,215円
	高校卒	244,218円	282,586円	349,987円

注 経験年数とは、おおむね次のとおりです。

- ① 学歴取得後直ちに本県へ就職した者 県職員として在職した年数
- ② 学歴取得後無職の期間又は他へ就職していた期間を経て本県へ就職した者 無職の期間の4分の1及び他へ就職していた期間のおおむね10分の8の期間と県職員として在職した期間とを合算した年数

ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(一)の1級から9級までの区分と同じです。

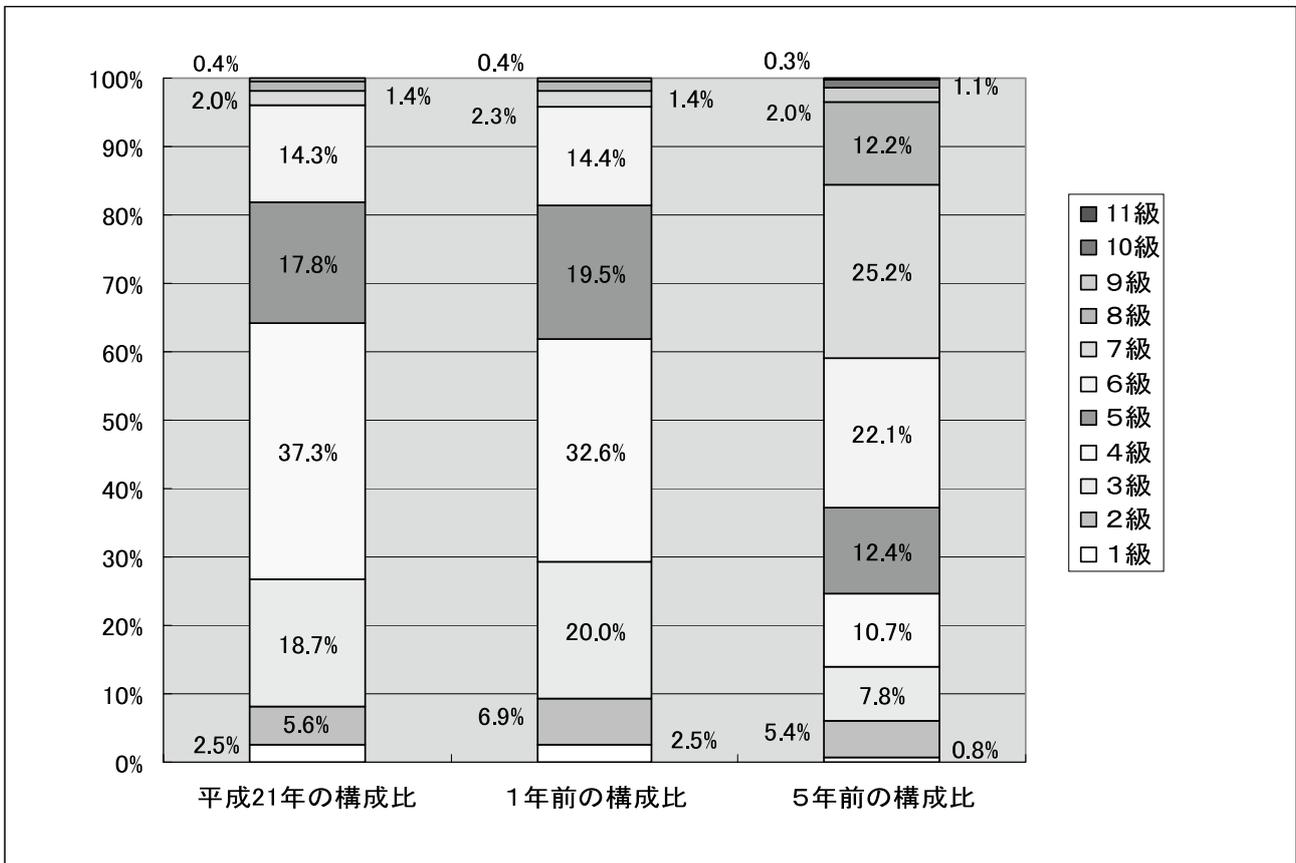
平成21年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

(参考) 17年度までの級構成

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師	104人	2.5%
2級	主事・技師	231人	5.6%
3級	主任・係長	778人	18.7%
4級	専門員	1,550人	37.3%
5級	課長補佐	740人	17.8%
6級	課長	592人	14.3%
7級	参事	85人	2.0%
8級	局長	56人	1.4%
9級	部長	17人	0.4%
計		4,153人	100.0%

区分	標準的な職務内容
1級	主事・技師
2級	主事・技師
3級	主事・技師
4級	主査
5級	主任・係長
6級	専門員
7級	課長補佐
8級	課長
9級	参事
10級	局長
11級	部長

注 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



エ 職員の手当の状況

職員には、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して、各種の手当を支給しています。

主な手当は、以下のとおりであり、おおむね国と同じ内容となっています。

なお、各手当の支給実績及び1人当たり平均支給額は、平成20年度普通会計決算ベースの額です。

(ア) 期末手当・勤勉手当

愛 媛 県			国		
1人当たり平均支給額（平成20年度決算）			-		
1,729千円					
（平成20年度支給割合）			（平成20年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.5 月分		3.0 月分	1.5 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

注1 特定幹部職員（局長級以上の職員）については、期末手当のうち0.4月分を勤勉手当に振り替えているため、期末手当2.6月分、勤勉手当1.9月分となっています。

2 () 内の数値は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成21年4月1日現在）

愛 媛 県			国		
（支給率）	自己都合	勤奨・定年	（支給率）	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職手当の調整額			退職手当の調整額		
職務の級等の区分に応じた8段階の調整月額を定め、 職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の 合計額を調整額として加算			職務の級等の区分に応じた11段階の調整月額を定め、 職員の在職期間のうちその月額が高い方から60月分の 合計額を調整額として加算		
定年前早期退職特別措置（2～20%加算）			定年前早期退職特別措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額	531 千円	27,183千円			

注 1人当たり平均支給額は、平成20年度中に退職した職員に支給された額の平均です。

(ウ) 地域手当（平成21年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金の地域間格差を適切に反映するため、東京都特別区及び大阪府大阪市に勤務する職員に対して支給しているものです。また、医師の採用を容易にするためにも支給しています。

支 給 実 績（平成20年度決算）			44,860千円	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）			773,448円	
区 分	支給対象地域	支 給 率	支給対象職員数	国の支給率
医 師		14%	28人	14%
医師以外	東京都（特別区）	17%	22人	17%
	大阪府（大阪市）	14%	6人	14%

注 支給対象職員数は、平成21年4月1日現在の職員数です。

(エ) 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給するものです。

支給実績（平成20年度決算）	1,088,121千円		
支給職員1人当たり平均支給額（平成20年度決算）	91,593円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）	58.9%		
手当の種類（手当数）	56		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県税事務に従事する職員	納税義務者、滞納者等を訪問して行う県税の賦課及び徴収に関する業務等	日額 500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	伝染病防疫業務に従事する職員	伝染病患者等の救護作業 伝染病菌の付着した物件等の処理作業 伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	日額 290円
産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員の特殊勤務手当	産業技術研究所、衛生環境研究所等に勤務する職員	①人体に有毒なガスの発生を伴う業務 ②特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 ③病理細菌を取り扱う業務	①日額 290円 ②及び③日額 200円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	①トンネルの坑内で従事するトンネル掘り作業 ②墜落の危険が特に著しい箇所で行う作業等	①日額 560円 ②日額 220円
レントゲン技術従事職員の特殊勤務手当	レントゲン技術又はその補助に従事する職員	レントゲンを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	日額 230円
児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員の特殊勤務手当	児童相談所、子ども療育センター、知的障害者更生相談所及び心と体の健康センターに勤務する職員	①児童の一時保護作業 ②児童及び精神障害者等の心理判定作業 ③重症心身障害児等の看護作業等 ④精神障害者等の看護作業等	①日額 350円 ②～④日額 420円
児童自立支援施設に勤務する職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設に勤務する職員	児童の自立支援又は生活支援の業務	日額 820円、1,480円、2,220円
県警察に勤務する職員の特殊勤務手当			
私服員の捜査、逮捕作業等手当	当該作業に従事する私服警察職員	犯罪予防、捜査、被疑者逮捕作業	日額 560円
犯罪鑑識作業手当	当該作業に従事する警察職員	指紋、手口、写真等を利用する犯罪鑑識作業	日額 280円又は560円
交通取締用自動車等運転作業手当	当該作業に従事する警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車運転作業	日額 420円又は560円
山岳捜索救難作業手当	山岳救助警備隊に属する警察職員	山岳において遭難事故が発生した場合において行う遭難者の捜索救難作業	日額 840円
警ら作業手当	当該作業に従事する警察職員	警ら作業	日額 340円
身辺警護等作業手当	当該作業に従事する警察職員	①天皇又は皇后、皇太子又は皇太子妃の警衛作業 ②その他の要人等の警護作業	①日額 1,150円 ②日額 640円
銃器犯罪捜査作業手当	当該作業に従事する警察職員	①銃器等が使用されている犯罪現場における被疑者逮捕等の作業 ②銃器を所持する被疑者の逮捕、警戒等の作業	①日額 1,640円 ②日額 820円又は1,100円
ひき逃げ捜査作業手当	当該作業に従事する交通専務員	ひき逃げ捜査作業	日額 560円
交通取締等作業手当	当該作業に従事する交通専務員	①共同危険行為取締作業 ②交通取締り（①の作業を除く。）、整理及び事故処理作業	①日額 560円 ②日額 310円
留置場等看守作業手当	当該作業に従事する警察職員	留置場等において収容者を看守する作業	日額 230円
被疑者護送作業手当	当該作業に従事する警察職員	被疑者護送作業	日額 230円
火薬類取締作業手当	当該作業に従事する警察職員	火薬類の取締作業（不発弾の処理作業を含む。）	日額 250円

夜間特殊作業手当	当該作業に従事する警察職員	夜間（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）を含む時間）に従事する特殊業務	1回 410円、730円又は1,100円
潜水作業手当	当該作業に従事する警察職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	1時間 310円又は780円
死体取扱作業手当	当該作業に従事する警察職員	①検視管理官が行う検視又は解剖立会いの作業 ②その他の死体取扱作業	①1回 3,200円 ②1回 1,600円
爆発物処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	爆発物処理作業	1回 5,200円
特殊危険物質処理作業等手当	当該作業に従事する警察職員	①特殊危険物質（サリン等）の処理作業 ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業 ③特殊危険物質が発生するおそれがある実験作業	①日額 5,200円 ②日額 250円 ③日額 460円
緊急業務処理作業手当	当該作業に従事する警察職員	正規の勤務時間外に突発的な事件又は事故の処理のため出勤を命じられ、夜間に従事する作業	1回 1,240円
少年補導作業手当	少年補導職員	少年補導作業	日額 310円
災害警備等作業手当	当該作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等において行う災害警備、遭難救助等の心身に著しい負担を与える作業	日額 840円
術科指導作業手当	当該作業に従事する術科指導員	術科指導作業（本務として従事する作業を除く。）	1時間 300円
漁労手当	水産実習船に勤務する船員	漁労業務	日額 3,600円～8,400円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	社会福祉主事 身体障害者更生相談所に勤務する 身体障害者福祉司 児童福祉司	要保護者等を訪問して行う指導等、身体障害者に面接して行う相談等又は児童等に面接して行う相談等の業務	日額 510円
精神保健指定医、診察立会職員及び精神障害者移送に従事する職員の特殊勤務手当	精神保健指定医、診察立会職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察、立会又は移送の業務	日額 320円
職業訓練指導業務従事職員の特殊勤務手当	高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員	職業訓練業務	日額 790円
と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜場法による獣畜のとさつ又は解体の検査	日額 1,180円
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法による司法警察職員として従事する危険な職務	日額 420円
爆発物取締業務従事職員の特殊勤務手当	本庁爆発物取締主管課又は地方局に勤務する職員	火薬類取締法又は高圧ガス保安法に基づく完成検査、保安検査等の業務	日額 250円
漁業取締作業従事職員の特殊勤務手当	当該作業に従事する職員	漁業取締船に乗り組んで従事する漁業取締作業	日額 500円
夜間看護手当	子ども療育センターに勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	1回 2,000円から3,300円まで
家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法による家畜の伝染病の予防、人工授精の実施等の事務	日額 730円 (B S E 検査：810円加算)
潜水手当	農林水産研究所水産研究センターに勤務する職員	海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間 310円又は780円
用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当	農林水産部農業振興局農地整備課、土木部管理局用地課、地方局土地改良主務課及び地方局建設部（土木事務所を含む。）に勤務する職員	公共事業の施行に伴う土地等の取得及び権利の消滅等に伴う損失の補償等に関し、これらの権利者等と直接現地で行う交渉業務	日額 650円
身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当	①身体障害者更生相談所に勤務する看護師等 ②婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員	①看護業務 ②職業訓練又は生活指導の業務	日額 420円

精神障害者等訪問指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所又は心と体の健康センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神障害者等を訪問して行う相談指導業務又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく訪問指導業務	日額 230円
航空手当	当該業務に従事する職員	①航空機の操縦業務 ②航空機の整備等業務（整備士） ③航空機に搭乗して行う訓練等の業務（①及び②以外）	① 1時間 7,700円 ② 1時間 4,500円 ③ 1時間 1,900円
災害応急作業等手当	土木部河川港湾局河川課及び港湾海岸課並びに道路都市局道路建設課及び道路維持課並びに地方局建設部（土木事務所及びダム管理事務所を含む。）に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に警戒水位を超えている河川の堤防、通行が禁止されている区間の道路等の危険な区域において行われる次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	①日額 480円 ②日額 730円
食鳥検査業務従事職員の特殊勤務手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による食鳥検査業務	日額 1,180円
特殊自動車運転作業手当	農業大学校及び農林水産研究所（水産研究センターを除く。）に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 290円
兼務手当	当該業務に従事する教育職員	定時制の課程の授業又は補助の業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 510円、610円又は670円
添削手当	当該業務に従事する教育職員	通信制の課程を担当して行う添削指導業務（本務として従事する業務を除く。）	添削 1回 110円
教員特殊業務手当	当該業務に従事する教育職員（職務の級が中学校・小学校教育職員給料表又は高等学校等教育職員給料表の1級又は2級のものに限る。）	①非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災等の業務 ②児童等の負傷、疾病等に伴う救急の業務等 ③修学旅行等引率業務 ④対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務（泊を伴うもの等） ⑤部活動における児童等に対する指導業務（週休日、休日等に行うもの） ⑥入学試験における受験生の監督等の業務（週休日、休日等に行うもの）	①日額 6,400円 ②日額 6,000円 ③日額 3,400円 ④日額 3,400円 ⑤日額 2,400円 ⑥日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校の2の学年の児童等で編制されている学級を担当する教育職員（一定以上の授業時間数の者に限る。）	当該多学年学級における授業又は指導業務	日額 290円
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200円
面接指導手当	当該業務に従事する教育職員	講師として通信制の課程の授業又はその補助を行う業務（本務として従事する業務を除く。）	1時間 760円
特別支援教育手当	特別支援学校に勤務する教育職員及び特別支援学級等を担当する教育職員	障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導業務	日額 1,000円又は1,200円
野犬取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する技能労務職員	野犬取扱作業	日額 410円
道路上作業手当	地方局建設部又は土木事務所に勤務する技能労務職員	交通遮断することなく行う道路の維持修繕、舗装の打換え等の作業	日額 300円
家畜ふん尿処理作業手当	農林水産研究所畜産研究センターに勤務する技能労務職員	たい肥舎等において行う有害物の発生を伴う家畜ふん尿の処理作業	日額 290円

(オ) 超過勤務手当

支給実績（平成20年度決算額）	2,840,140千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	158千円
支給実績（平成19年度決算額）	2,813,235千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	154千円

(カ) その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 (満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき5,000円加算)	同	-	千円 2,572,595	円 245,617
住 居 手 当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員又はその所有に係る住宅に居住する職員で世帯主であるもの等に支給	【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額)	同	-	千円 1,389,468	円 120,082
		【持家居住者】 3,500円	異	国制度 取得後5 年間まで 2,500円		
初 任 給 調 整 手 当	医師等採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：410,900円	同	-	千円 69,921	円 1,226,684
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 上限額：78,000円	異	国上限額 55,000円	千円 1,702,971	円 105,245
		【交通用具利用者】 距離に応じた定額 片道2km以上5km未満2,500円 ～ 片道95km以上47,200円	異	国上限額 24,500円		
単 身 赴 任 手 当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	23,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円	同	-	千円 193,209	円 291,856
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	給料表別、職務の級別、区分別の定額	同	-	千円 1,373,834	円 631,648
特 地 勤 務 手 当 及 び 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署等に勤務する職員に支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じた額	同	-	千円 39,275	円 224,429
へき地手当及びへき地手当に準ずる手当	へき地学校等に指定された学校に勤務する教育職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、100分の2から100分の21までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じた額			千円 185,555	円 254,883
定 時 制 通 信 教 育 手 当	県立の高等学校で本務として定時制教育又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に100分の5から100分の7を乗じた額 (管理職手当との併給調整あり。)			千円 37,739	円 292,550
産 業 教 育 手 当	県立の高等学校で農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に100分の7を乗じた額 (管理職手当等との併給調整あり。)			千円 108,832	円 292,559

義務教育等 教員特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給	上限額：15,900円 職務の級号給に応じた定額 (産業教育手当等との併給調整あり。)			千円 2,017,697	円 169,256
農 林 漁 業 普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に100分の6を乗じた額			千円 54,386	円 240,646
宿 日 直 手 当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直をした場合に支給	4,200円 / 1回 ほか (勤務時間による増減あり。)	同	-	千円 452,229	円 236,028
管 理 職 員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給	職責に応じて4,000円～12,000円 / 1回の定額 (6時間を超える場合は加算あり。)	同	-	千円 24,257	円 200,471
夜 勤 手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同	-	千円 147,430	円 163,993
休 日 給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じた額	同	-	千円 567,067	円 299,560

注 支給単価のうち、特に記載の無いものは月額単価です。

オ 特別職の報酬等の状況 (平成21年4月1日現在)

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	990,000円 (1,320,000円)
	副 知 事	828,200円 (1,010,000円)
報 酬	議 長	873,000円 (970,000円)
	副 議 長	783,000円 (870,000円)
	議 員	738,000円 (820,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成20年度支給割合)
	副 知 事	3.35月分
退 職 手 当	議 長	(平成20年度支給割合)
	副 議 長	3.35月分
	議 員	
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (支給時期) 132万円×在職月数×0.6 (任期毎)
	副 知 事	101万円×在職月数×0.45 ()

注 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)及び愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成19年愛媛県条例第37号)に基づき、それぞれ知事25%、副知事18%、議長、副議長及び議員10%の減額をした後の額であり、()内の金額は、減額前の額を記載しています。